

料金受取人払郵便



差出有効期限
2024年10月31日
まで
(切手不要)

231-8790

005

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
救助事業部 BAN 行

神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地
A I P L A C E 馬車道 九階

BAN 入会申込書



※ 恐れ入りますが、のりしろ部分をのり付けのうえ、点線部分で三つ折りにしてお送りください。



BAN入会申し込みの手順

STEP1

プレジャーボート救助事業会員規程(抜粋)を必ずお読みください。※裏面に記載があります。

STEP2

右のBAN入会申込書をご記入後、中央で切り取り、FAXまたは郵送してください。

STEP3

BANで申込書を受領し、書類審査が終了しましたら、メール・電話にて振込額・振込先口座をお知らせいたします。
※会員資格は入金日基準ではなく、会員証がお手元に到着した時から有効となります。
早めのお振込をお勧めします。

STEP4

振込口座への入金を確認後、BANから会員証等を発送します。

STEP5

会員証等がお手元に到着した時からBAN会員資格が有効となります。

以上で入会お手続き完了となります。

☆お振込先口座☆

三井住友銀行 横浜支店
普通預金 7310045
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
(口座名略称:カイヨウレジャーキョウカイ)

BAN入会金 ¥10,000(申込時にBAN登録艇が複数あれば入会金は必要ありません)												
年会費(登録月~3月末日まで)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5トン未満艇	¥18,000	¥16,500	¥15,000	¥13,500	¥12,000	¥10,500	¥9,000	¥7,500	¥6,000	¥4,500	¥3,000	¥1,500
5トン以上20トン未満艇	¥36,000	¥33,000	¥30,000	¥27,000	¥24,000	¥21,000	¥18,000	¥15,000	¥12,000	¥9,000	¥6,000	¥3,000
20トン以上40トン未満の小型船舶	¥100,000	¥92,400	¥84,000	¥75,600	¥67,200	¥58,800	¥50,400	¥42,000	¥33,600	¥25,200	¥16,800	¥8,400

☆次年度継続のご案内☆

会員資格は3月31日を以て終了となります。
コンビニエンスストア払込票を会員資格終了前(2月中旬)に郵送いたしますので3月31日までにお払込をお願いします。

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
救助事業部 BAN
〒231-0005 横浜市中区本町4-43 A-PLACE馬車道9F
TEL:045-212-9284 FAX:045-212-9343

郵送またはFAXにてお送りください。 FAX:045-212-9343



BAN入会申込書

私は、プレジャーボート救助事業会員規程を承認の上、BANへ入会申込をします。
登録事項に変更が生じたときは速やかにBANに連絡します。

申込日	必須	年	月	日	使用目的確認	<input type="checkbox"/> 申込艇は漁船登録・遊漁船登録はしておらず、 営業目的の船ではありません。	
希望開始日	必須	年	月	日			
既にBAN会員登録済の船	必須	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→会員番号()			
会員の種類	<input type="checkbox"/> 5トン未満(A会員) <input type="checkbox"/> 5トン~20トン未満(B会員) <input type="checkbox"/> 20トン~40トン未満の小型船舶(G会員)						
申込者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人	生年月日(西暦)	必須	年	月	日	※法人の場合は代表者の生年月日
フリガナ	必須						
氏名(個人名・法人名)	必須						

(法人申込の方は以下もご記入ください。)

フリガナ	
・法人代表者役職・氏名	
・連絡担当者	課 様 TEL: - -

自宅住所・法人所在地	必須	〒	県	市
------------	----	---	---	---

必須 郵便物送付先(住所と同じ場合は☑を入れてください。)
 送付先は上記の住所と同じです。 ※送付先が住所と異なる際は下記へご記入ください。

郵便物等送付先	〒	県	市
---------	---	---	---

(個人申込の方は以下もご記入ください。)

・勤務先名称	
・勤務先所在地	〒 県 市

携帯電話(通信手段)	必須	-	-	其他電話番号	-	-
FAX	-	-	E-Mail	必須	@	

●船の情報 船の種類 必須 モーターボート ヨット

船舶所有名義人	必須	船舶番号	必須	-					
フリガナ	必須								
船名	必須								
共同所有者	必須	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	有の場合は共同所有者の氏名						
船の長さ	必須	m	総トン数	必須	t	<input type="checkbox"/> 未満	最大搭載人員	必須	人
船体色	必須	機関の種類	必須	<input type="checkbox"/> 船外機 <input type="checkbox"/> 船内機 <input type="checkbox"/> 船内外機 <input type="checkbox"/> ウォータージェット					
船体製造会社	必須	※ヤマハ等	船体商品名	必須	※FR-23・ポーナム28等の商品名				
燃料の種類	必須	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> ディーゼル	エンジン製造会社	必須	※ボルボ等				
エンジンの出力	必須	馬力 _(ps)	エンジン基数	必須	基	エンジン商品名	必須	※AQAD41/DP等	
船の保管場所	都道府県	市町村	マリーナ又は港	必須	県	市	マリーナ 港 等		

☆BANを知ったきっかけを教えてください。

- マリーナ → マリーナ名 _____
- 販売店 → 販売店名 _____
- 友人
- 専門誌 → 雑誌名 _____
- その他
- インターネット

お申込者様通信欄

取扱代理店名

入会申込に関する個人情報の利用目的について
1.当協会では個人情報に関する法令、その他規範、および当協会の定める「個人情報保護方針」を遵守し、個人情報を適切に管理します。
2.ご入会に際し提供いただく個人情報は当協会会務のための事務作業、各種情報提供、会員名簿への記載などの目的で利用します。
3.当協会では、法令に定める場合を除き、あらかじめ情報主体の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。

プレジャーボート救助事業会員規程（抜粋）

第3条（サービス）BANに関するサービスは、次のとおりとする。

- (1) プレジャーボートが航行不能又は著しく航行が困難となった場合における曳航又は伴走
 - (2) 乗船者が行方不明になった場合における捜索
 - (3) その他協会が行うBANに関する各種の事業
- 2 前項のサービスを受けようとする者は、BANの会員の資格を取得しなければならない。
- 3 前項の資格を取得した者（以下「会員」という。）は、第1項第1号及び第2号のサービス（以下「BAN救助サービス」という。）の開始を依頼することができるものとする。
- 5 BAN救助サービスに要する費用の協会の負担限度額は、1件につき100万円（総トン数5トン未満）又は200万円（総トン数5トン以上）とし、その限度額を超える費用は、会員の負担とする。

第4条（会員の種類及び資格の取得）会員の種類及びその入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 日本国内に住所を有し、かつ、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項の規定に基づく小型船舶のうち、非営業用モーターボート、クルーザーヨット等のプレジャーボート（以下「艇」という。）を所有する個人又は法人
- (2) 特別会員 本事業の趣旨に賛同し、協会に対する功績が著しいとして協会が承認した個人又は法人

第5条（入会手続等）BANに入会を希望する個人又は法人は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、協会若しくは協会の指定する機関に提出し、所定の期間内に一般会員にあっては入会金及び年会費を、特別会員にあっては1口以上の特別年会費を納入するものとする。

- 2 一般会員は、1艇をもって1会員とする。ただし、同一の一般会員が所有する2艇目以降の艇については、入会金を免除する。
- 4 年会費及び特別年会費の算定の期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。ただし、その期間の途中に一般会員として入会した場合は、その年会費は、月割り計算とする。
- 5 会員が前項の期間満了後も引き続き1年間会員の資格を継続する場合は、当該年度の3月20日までに翌年度の年会費の全額を納入しなければならない。翌年度以降も同様とする。

第7条（入会金・年会費の不返還）会員は、協会に対し、途中退会その他理由のいかんを問わず、納入した入会金及び年会費を一切返還請求できないものとする。ただし、BANの全部が廃止されたときは、協会は、納入済みの年会費を月割り計算により精算し、無利息で返還する。

第11条（会員資格の喪失）会員は、次の一に該当する場合は、その資格を喪失するものとする。

- (1) 毎年3月末日までに、翌年度の年会費を納入しなかったとき
- (2) 協会が会員からの退会届を受領し、これを承認したとき

プレジャーボート救助事業利用規則（抜粋）

第3条（BAN救助サービスの制限）規程第3条第1項第(1)号の曳航又は伴走は、原則として最寄りの安全な係留地までとする。

- 2 協会は、規程第3条第3項のBAN救助サービス開始の依頼を受けた場合であっても、夜間、荒天、危険海域であること等の理由で人命に急迫した危険がある場合等、当該BAN救助サービスが実施出来る範囲を超えていると判断されるときは、これに代わる適切な処理をとるものとする。

第6条（会費）規程第5条第6項の入会金、年会費及び特別年会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金
 - イ． 一般会員 10,000円
 - ロ． 10名以上が纏まって一度に一般会員となる場合 5,000円
- (2) 年会費
 - イ． 5トン未満の艇の所有者である一般会員（A会員） 18,000円
 - ロ． 5トン以上20トン未満の艇の所有者である一般会員（B会員） 36,000円
 - ハ． 20トン以上40トン未満の艇の所有者である一般会員（G会員） 100,000円
 - ニ． 特別会員 一口 50,000円